



倉敷市市民企画提案事業について

答 申

平成26年3月14日

倉敷市市民企画提案事業審議会

目 次

	頁
全体講評	2
審査結果	4
個別講評	6
審議会委員名簿	11

(資料)

諮問書，倉敷市市民企画提案事業実施要綱

倉敷市市民企画提案事業は、市民活動団体の公益的な活動を支援することで、市民活動のさらなる活性化を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的としている。

本事業は、平成17年度の開始から、定期的に制度を見直しながら現在に至っている。今年度は、これまでの実施成果を踏まえ、本事業のさらなる発展を期し、制度をより利用しやすくすると同時に、利用する団体の自主自立や成長を促すことを目的に制度の改善を行っている。また、より透明性の高い審査を行うために、審査基準も見直している。この事業を通して、市民と行政が相互に補完し合うことにより、倉敷市がより住みよいまちとなることを念願する次第である。また、市民活動団体が自立・成長するための一助となり、より成熟した活動へと繋がる契機となることを期待している。

平成26年度の事業においては、昨年の10月から11月にかけて募集をしたところ、24件の応募があった。本事業の趣旨をご理解いただき、自発的かつ自立的に応募、実施された提案団体に対して、倉敷市市民企画提案事業審議会として衷心より敬意を表する次第である。

本審議会は、2月15日と16日の2日に渡り応募のあった24件の事業について書類審査、プレゼンテーション、審議会委員との質疑応答などを経て、厳正かつ公正に審査を行った。本答申は、その結果を取りまとめたものである。

審査した事業は、地域の活性化や防災、社会環境等の改善に繋がるなど、市民サービスの向上に寄与する内容であった。本答申を契機に「市民参加による協働のまちづくり」が促進されることを期待するとともに、一層充実した事業となるよう祈念する次第である。

末筆ではあるが、倉敷市市民企画提案事業に格別のご理解とご協力を賜り、公開プレゼンテーションの実施にあたり、真摯に対応していただいたすべての関係者の皆様に真心より御礼申し上げます。

平成26年3月14日

倉敷市市民企画提案事業審議会
会長 加藤 充美

全体講評

提案事業に対する全体の講評およびコース別講評については、審議会委員からの意見を以下に整理してまとめておく。個々の事業に関する講評は、委員の意見を集約したものを別途掲載しているので参照されたい。なお、全体講評、個別講評の課題については、今回提案のあった団体だけでなく、多くの市民活動団体や、行政の各セクションが少なからず抱える課題でもありと考えている。

昨年度に比べ、全体的に提案内容がよく検討されているものが多いように感じられた。提案はそれぞれ活動の意味があるものと認められるものが多く、プレゼンテーションも活動への熱意が感じられるものが多かった。また、協働提案での行政のサポートも的確に行われていると評価できる。しかし、工夫すればより効果的な活動になると思われるもの、目的や効果が今一つ明確でないもの、費用の使い方の検討が足りない提案なども散見された。この事業をより有意義で活発なものにしていくために、以下に記述する意見を自ら活動の参考にしていただき、市民活動の活性化や、協働による効果的な取り組みを期待するものである。また継続にあたっては前年度の活動をさらに推進する、より高い目標を設定していただきたい。

この事業が広がるにつれ、行政のかかわり方も改善が求められることも出てきている。特に防災関連などでは、市としての全体の計画・施策のなかでこの活動がどう位置づけられるかを鳥瞰することも必要である。

1) 事業計画書の重要性

プレゼンテーションでは、各団体が工夫して熱く訴えるものが多かった。一方で、書類だけで内容を判断しにくいものも散見された。また、実施にあたっては通常諸々の問題点が生じるが、そのような想定が甘い場合がしばしば見受けられた。書面にするという事は、問題点を洗い出し、考えを整理する上で非常に有効である。各団体の熱意、熱き思いを実現する為にも、それを推進させる精度の高い事業計画書を作成することが望まれる。

2) 事業の形態と費用対効果

補助金は市民の税金から賄われており、補助を受けた団体は用途をよく考え、注意深く執行する義務を負っている。その意味でよく考えられている提案も多かったが、予算書が大まかすぎるもの、用途が安易に設定されているもの、あまりに補助金に頼りすぎているものなどが見受けられたのは残念である。一時的には補助金を利用して、最終的には自立して活動できるような力

強い財務体制づくりが望まれる。

3) 市民と行政の協働

行政が協働として参加しているものでは、手堅い活動や計画を展開しているものが多かった。協働事業は、市民と行政がお互いの良い面を出して補い合って事業を推進するものである。意義深い防災やインフラの整備・保守に関する提案もあった。しかし、やはり少人数の市民活動だけでは全体像が見えず、特に防災関連などでは、市としての全体の計画・施策のなかでこの活動がどう位置づけられるかを鳥瞰することも必要である。

4) 団体同士の連携の強化

プレゼンテーションでは各団体の熱意はよく伝わってきた。しかし、既存の制度や団体と十分に連携すれば、より幅広い力強い活動が展開できるのではないかと思われる提案がいくつか見られた。本事業の性格上、自分たちの主体的な活動に対する行政のサポートと捉えがちであろうが、そこには公益性が期待されている。自分の身の回りの小さい範囲に囚われることなく情報を集め、他の団体との連携を図るなど、倉敷市全体の活性化に寄与する観点を忘れないでいただきたい。

5) 制度の在り方

この制度を上手く利用して活動を継続している団体も見受けられる。特に、前年度指摘した、補助期間内に組織を強化し、活発な活動を展開できる団体へ成長することや、他団体との連携を深め、より幅広い活動を展開する姿勢が見られたのは心強い。是非この傾向が全体へ広がることを期待したい。

審査結果

2月15日及び16日に開催した公開プレゼンテーションで、申込団体や市担当課が事業内容の説明を行い、その説明や質疑応答を通して、審議会が事業の実現可能性や団体の熱意など、次に掲げる審査基準にもとづいて審査を行った。

【審査基準】

区分	審査基準	審査の視点	点
団体	組織体制	知識、専門性、経験など他にない強みがあるか 事業実施、事務処理、広報など会員間で役割を分担しているか 自主財源（事業収益、寄付、会費）を確保する取り組みはあるか	30
	意欲	打ち合わせや活動を定期的に行っているか（開催頻度、参加会員数） 【新規のみ】課題解決に取り組む姿勢と熱意に共感できるか 【2年目以降】ブログ「まちづくりびと@倉敷」への投稿回数 【2年目以降】PRイベント「まちづくりびと展」への取り組み状況	
	活動	団体の信頼性を高めるため、運営や活動の情報公開をしているか 中・長期的な活動計画があるか	
目的	課題設定	解決しなければならないという点に共感できるか 設定した課題は社会的背景に合致しているか 市民ニーズは事実にもとづいて分析されているか	20
	公益性	利益を受ける範囲が限定的ではなく、不特定多数の市民に開かれているか 行政が補助してよい内容であるか 事業の実施により市民サービスの向上が期待できるか	
計画	有効性	課題解決に向け、的を射る有効な事業計画であるか 住み良いまちの実現に繋がる内容であるか 事業の発展や地域社会への波及効果が期待できるか	20
	妥当性	趣味的なものではなく、一般市民の理解が得られる内容であるか 事業計画は団体の設置目的に沿っているか 活動の実施回数は十分確保されているか	
	協働性 【協働事業 部門のみ】	団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるか 団体が単独で実施するよりも、明らかに高い効果が見込めるか 事業計画に団体と市、双方の意見を反映しているか	
実現	創意工夫	活動を広く知ってもらう工夫がみられるか 実施時期や開催場所の選定に、事業の効果を高める工夫がみられるか 新しい視点からのアイデアや独自性が盛り込まれているか	20
	実施体制	地域、団体、企業など、他の組織と実施に必要な連携が図られているか 事業遂行に必要な専門知識や技術を持ったスタッフを確保しているか	
予算	予算設定	過大な支出を抑えた、費用対効果の高い予算設定であるか 予算額の積算根拠が明確であるか 参加費を集めるなど、相応の受益者負担を求めているか	10

【審査結果】

次の表は事業を得点の高い順に並べたものである。各委員の持ち点を100点とし、全委員の平均点をその事業の得点とした。得点が50点以上の事業を採択できるものとしているが、今回はすべての事業で50点以上となっている。

順	事業名	団体名
1	備中玉島の綿で玉島を真っ白にする	NPO法人 備中玉島観光ガイド協会
2	障がい児子育てハンドブック作成事業	ペアレント・サポートすてっぷ
3	茶屋町の干拓史跡・真如庵庭園の自然観察公園への改修・整備とその活用(継続)	茶屋町エコライフ・グループ
4	「男おひとりさま料理カンタン教室」開講事業	シニア世代のサバイバル男料理の会
5	わたしたちの地域の防災力を高めよう	倉敷市災害ボランティアコーディネーター連絡会
6	運動でみんなが繋がるまちづくり事業(水島版)	エンジョイスポーツの会
7	「うまれる」上映会を通じた子ども・子育て応援ネットワークづくり	よりはぐプロジェクト
8	ニュースポーツを切り口にした地域活性の推進	中庄学区ニュースポーツ推進委員会
9	倉敷川の清流化を目指す大学協働推進事業	蔵おこし湧々
10	「一汁一菜食」から学ぶ倉敷の文化	「倉敷のかあさん」Mamma Café
11	市民が「考えて・支えて・創る・外出支援」応援団	特定非営利活動法人 かめかめ福祉移送
12	障がい者の青年期を考えよう in いちご一会	特定非営利活動法人 いちご一会
13	ピオトープづくり	由加の自然を育てる会
14	倉敷三斎市終活セミナーとくらしの無料相談会	NPO法人 地域生活総合支援センターはあとふるネットワーク
15	市民活動サポート事業	くらしきパートナーシップ推進ひろば
16	市民の目で橋守れ「橋守」サポーター養成事業	特定非営利活動法人 TEC.ECO 再生機構
17	シニア限定！出張タブレット教室	NPO法人 介護ん
18	倉敷未来音楽祭準備企画「倉敷サマーキッズフェスタ」	倉敷未来音楽祭準備企画実行委員会
19	ツツジ山再生プロジェクト	ツツジ山再生プロジェクト
20	ジャンプ・ステップ・スポーツフェスタ 2014	児島マリンスポーツクラブ
21	自転車による観光の温暖化防止対策効果の実証事業	倉敷・総社 温暖化対策協議会
22	竹林整備支隊	真備町竹炭生産販売組合
23	環境保全・地域猫トラブル解決活動	NPO法人 西日本アニマルアシスト
24	「ありがとうの授業」ワークショップ	ポコアポコ倶楽部倉敷支部

個別講評

備中玉島の綿で玉島を真っ白にする [自主事業コース(2年目以降)]

地道な活動であるが、地域の産業活性化および観光事業への振興との両面の展開が可能となってきたと思われる。一つのことや小さなことでも、時間をかけて丁寧な草の根活動をすることで、地域住民への理解も徐々に深まってきているのではないかと考える。小学校や障がい者施設と連携した活動を企画するなどの工夫もみられるが、更なる観光振興へと具体的に繋がるように、綿から糸、そしてグッズへと多年代層を巻き込んだ商品開発を期待する。

障がい児子育てハンドブック作成事業 [協働・市民提案コース]

前年度に引き続いた活動となっている。障がいのある子どもを育てるといふことの困難さやニーズを、1冊のハンドブックにまとめることは非常に有効である。情報の整理や追加修正には、また新たに時間や労力を費やされるとも思われる。親の立場では500円のハンドブックを買いに行く行為、又はその費用の捻出もネックになる場合があることも考えられる。新たな視点を加えた2冊目の検討も重要ではあるが、1冊目の更なる加筆や情報の整理修正を充実させることも喫緊の課題と考える。インターネットを効率的に活用し、必要な情報は制限せず誰でも閲覧できるシステムの開発などを期待する。

茶屋町の干拓史跡・^{しんによあん}真如庵庭園の自然観察公園への改修・整備とその活用(継続)

[協働・市民提案コース]

前年度に引き続いた活動である。自然を題材とした施設の改修や整備には、専門家の知識が必要と考えられる。また、施設内の池の存在価値は大きいといえるが、それに伴う安全対策の充実も重要である。地域住民や子ども達に身近な施設となるには、「来ていただく」から「共に創る」意識への改革が必要となる。今後継続し、かつ自立した活動に繋げるためには、住民や参加者の理解を得て、参加費や運営費を集める検討も必要であると思われる。

「男おひとりさま料理カントン教室」開講事業 [協働・市民提案コース]

前年度に引き続き、今までの成果を踏まえた提案となっている。男性主催で初心者を対象とするという個性を生かした予算設定や活動となるよう工夫されたい。具体的には、毎回初心者を対象とするのであれば、回ごとのレシピ変更にかかる費用を削減する、買い出しの実地指導を控えるなど、検討の余地も考えられる。プロの料理人育成ではない、ポイントを絞った活動として進めることで、さらなる展開へ繋がることを期待する。

わたしたちの地域の防災力を高めよう [協働・行政提案コース]

前年度に引き続いての活動である。昨年同様に徳島の研修施設での企画があるが、参加者が前年度と変わらないのであれば検討の余地がある。また新たな参加者が現地に行かなければならない研修であるのか、改善の余地がないのか検討されたい。防災意識を高めることは喫緊の課題である。防災危機管理室との連携だけではなく、団体としての役割分担の意識からの働きかけが必要といえる。

運動でみんなが繋がるまちづくり事業（水島版） [協働・行政提案コース]

昨年度に引き続いた活動となっている。低予算化など工夫もされており評価できる。実際の活動では、参加者が固定されている状況であれば、その点に工夫が必要といえる。新たな参加者を募ること、そして活動そのものが充実するように、広報活動にも力を注がれたい。また、今後地域住民のみで自立していくために、講師など地域の中にある人材の掘り起こしや活用を工夫する必要がある。行政との連携は非常に上手くいっている事例と考えられるため、他の地域のモデルとして先導的役割を担えるように成熟されることを期待したい。

「うまれる」上映会を通した子ども・子育て応援ネットワークづくり

[自主事業コース（新規）]

基盤団体の活動の上での、上映会開催となっている。子育てをしている年代を応援する団体として、この映画をより割安で上映することは意味があるといえる。一方で、団体や事業の継続的な運営を視野に入れるのであれば、上映を無料化するのではなく、少額でも有料化への検討が必要であるといえる。他団体との連携も計画されているが、準備会議や勉強会などでの進行役（ファシリテーター）への謝金など必要性の再検討をされたい。

ニュースポーツを切り口にした地域活性の推進 [自主事業コース（2年目以降）]

前年度同様の企画となっている。活動にニュースポーツを取り入れることで、高齢者だけでなく地域住民の健康への関心を高めつつ、参加への興味を持ちやすい活動であるといえる。ただし、参加者や運営者が固定されている場合、団体の育成の視点から後継者を育てておく必要がある。ニュースポーツを2種目に絞った点は評価できるが、行政や事業団が所有している器具をレンタルすることで、予算削減の余地はあると考えられる。また町内会や自治会と連携し、会費や参加費を含めたコミュニティの基盤づくりを検討されたい。

倉敷川の清流化を目指す大学協働推進事業 [協働・行政提案コース]

大学との協働ならでは、学生が主体となった企画や運営など、教育的効果が上がるような配慮をしていただきたい。予算書では、報償費に写真コンテストの賞金を計上してあるが、再度、内容や分配規模の検討をされたい。倉敷川の浄化の仕方については、行政の環境担当課との連携や専門家の知識が必須となる。また浄化の過程など、市民や地域住民の理解を得ながらの活動となるよう工夫されたい。

「一汁一菜食」から学ぶ倉敷の文化 [自主事業コース（2年目以降）]

前年度からの活動企画となっている。不登校や引きこもりの生徒が集まれる機会となっていることは評価できる。同類の目的で設立された団体との連携のもとに活動が行われており、更なる連携強化が望まれる。対象者が「困った時に来られる（行かれる）」ことを認知できるように、企画や機会が広まるよう工夫されたい。

市民が「考えて・支えて・創る・外出支援」応援団 [自主事業コース(2年目以降)]

同様の事業内容を、仕事または業務の一環で取り組んでいる企業もあると考えられる。そのような事業者との摩擦を起こさないように展開をしていただきたい。また、地域住民同士または行政とのニーズの温度差が生じることも予想される。地域住民が中心となって展開していけるように目標を掲げている点など、団体が主眼としている戦略を上手く伝えることで、より効果が上がると考えられる。是非、成功事例としてモデル化できるよう発展されることを期待する。

障がい者の青年期を考えよう in いちご一会 [自主事業コース(2年目以降)]

対象者の青年期に着眼した点は意義深い。講演会の企画が中心であり、主催者側の勉強会が主な目的になっているように捉えられる。特定の参加者に絞るのではなく、一般に広く門戸を広げた活動設定にするよう工夫されたい。また、将来的に学びの場をどの様に展開していくのか、方向性によっては、福祉専門職との連携や雇用側への働きかけも視野に入れて検討されることを期待する。

ビオトープづくり [自主事業コース(新規)]

休耕田を利用したビオトープ作りに、地元の住民を巻き込むことは、ともに創り育む気持ちを育てあうことになり、意義深いといえる。隣接する地域のホタル祭りには大勢の集客があるとのことなので、それと連動させた集客を検討されたい。また、予算計画は非常に良心的であり、理解しやすいが、地元企業などの理解を得ることで、更に運営をスムーズにさせる工夫が必要である。また、ビオトープ完成までには時間や手間がかかると予測されるが、専門家の知識を取り入れながら、子どもたちを巻き込んだ活動へと飛躍させていただきたい。

倉敷三斎市終活セミナーとくらしの無料相談会 [自主事業コース(新規)]

三斎市にあわせて終活セミナーなどを一つの機会に展開する発想は評価できる。買い物客の中に埋もれているニーズを掘り起こすことに可能性もある。ただ、買い物の動線から終活や暮らしの話題へ切り替え、相談会へ足を向けてもらうための目的の焦点化が必要といえる。一般的に普及している有料相談との差別化や、朝市で開催することに意味のある展開となるような活動に繋げていただきたい。

市民活動サポート事業～団体・活動情報の見える化&お役立ち情報提供&相談対応の充実～ [自主事業コース(2年目以降)]

市民活動のサポートということでは、前年度同様の活動である。新規に活動を始めたい若い団体にとっては、大変貴重な存在であるといえる。しかし、事業内容が団体支援ということで、活動の趣旨が市や行政本来の活動ともいえる部分もある。市や行政の団体支援の施策の中で、市民団体が担うべき全体像が示されるならば、さらに焦点化された活動となる。役割と役割の谷間を埋める活動としては、今後も需要が伸びると予測される活動であり期待したい。

市民の目で橋守れ「橋守」サポーター養成事業 [自主事業コース(新規)]

地域にある橋の点検を防災の視点で企画している点は評価できる。橋を守るサポーターの養成事業では、行政との連携をはじめとした役割分担が重要なカギといえる。少数精鋭のサポーター育成事業なのか、大勢の市民が橋に興味を持って楽しみながら点検でき、かつ知識も増える企画であるのか、今後の焦点化に期待したい。

シニア限定！出張タブレット教室 [自主事業コース(2年目以降)]

昨年に引き続いた事業となっている。高齢社会となり、高齢者の生活の中あるいは介護の中でも、タブレット端末にかけられる期待は大きい。計画では一人当たりの指導効率が高いとはいえない。団体の活動として担える役割を精査する必要があるといえる。社会的に現在の利用状況は一般的な高齢者に普及率が高いとはいえない段階である。メーカーや企業の活動と連携した事業展開など、工夫の余地があると考え。また、場合によっては、新たに機種変更や機種の保証金等の問題も生じると考えられ、今後、費用対効果が高くなるよう検討されたい。

倉敷未来音楽祭準備企画「倉敷サマーキッズフェスタ」 [自主事業コース(新規)]

団体としてもともと活動してきた企画を、さらなる発展に繋がるように工夫されている点は評価できる。イベント性も高く実現してほしい企画であるが、交通の便や雨天時の開催、プロのアーティストとのコラボの具体的な展開内容など、改善や検討を要する内容もある。子どもたちを招いて楽しんでもらうのみでなく、親子で参加し、一緒に楽しみ、そして創り上げる企画になるようさらなる工夫を期待したい。

ツツジ山再生プロジェクト [自主事業コース(新規)]

地域に埋もれている歴史に着目した活動として意義深い。銅山の歴史やツツジに至る地域の歴史を再検討し、地道な活動となるように繋げていくことに意味があるといえる。ツツジの成長には時間がかかるので、緑化やツツジの開花までは長い道のりになると思われるが、想定される期間の企画や運営について、活動を引き継げる後継者の人材育成も含めて地域住民に理解をいただき、地元を愛する意識変革から徐々に進められることを期待する。

ジャンプ・ステップ・スポーツフェスタ2014 [自主事業コース(2年目以降)]

主催団体として、活動発表の場の確保のみに終始しないような活動や、イベント展開の工夫が必要である。単発のイベントで終わっている印象が残る。地域に密着した日頃からの地道な活動にも視野を広げるなど工夫をされたい。また、企画の目的が、地域住民の交流、スポーツ交流、日頃の健康対策、スポーツ選手の育成等、焦点が絞れていない感がある。主催団体のスポーツの祭典企画も含めた、地域住民が日頃から関わりやすい意識作りから地道に進められることを期待する。

自転車による観光の温暖化防止対策効果の実証事業～「くらしき百景」観光マップを活用して～ [自主事業コース(2年目以降)]

前年度からの活動企画となっている。自転車によるエコと、CO₂削減と、倉敷百景とのコラボレーションの考え方は評価できる。ただし、現状での自転車観光は、自転車道の交通整備や安全面で対策が必ずしも十分とはいえない状況である。目的の焦点化を図ることで、観光振興、エコ活動、写真撮影、環境調査などの中からテーマをもとに突出した企画を提案する必要がある。昨年度も参加者数が多いとはいえない。安全対策を心がけたうえで、集客効果の上がる企画となるよう留意したうえで開催されたい。

竹林整備支隊 [自主事業コース(新規)]

放置竹林に着眼し、自然環境への整備を目的とされている点は評価できる。ただし、竹の粉碎機のレンタルのみで予算の多くを占めることについては再度検討を要する。活動の方法論に検討を要すると考えられるが、行政との連携や活動展開への助言を受けることで有用な活動になるといえる。また、竹から竹製品へと具体的な作成案や販売に関する収支の再検討をされて、さらなる有益な事業へと発展させていただきたい。

環境保全・地域猫トラブル解決活動 [自主事業コース(2年目以降)]

環境保全と動物愛護としては重要な課題である。あくまでもボランティア活動の範疇であるが、行政で行うべき部分と団体活動として行う部分とのすみ分けが難しいといえる。前年度の活動報告から、扱った地域猫の体調悪化に伴う追加の費用捻出や、当初の使用目的と違う費用には疑問が残る。団体の対応可能な許容範囲の設定と妥当な費用項目を提示されるなど工夫されたい。

「ありがとうの授業」ワークショップ [自主事業コース(新規)]

子どもたちの心へのアプローチの一環としてありがとうの気持ちをテーマにされていることは意義深い。子どもたちへの関わり方やその親への対応など、勉強会やカウンセリング、ピア活動など様々な活動がある。色彩心理を気分転換や地域活動へ展開の輪を検討されてもよいといえる。子どもたちへの関わりでは保護者を含めた摩擦やトラブルに繋がらないように、専門家の視点を必ず含め、行政を巻き込むことから始めていただきたい。

氏 名（敬称略）	所 属 等
いぎ 猪木 <small>なおき</small> 直樹	玉島みなと若旦那会
いしい 石井 <small>えつこ</small> 悦子	消費生活学級 船穂地区 会長 人権擁護委員協議会 常務委員
おかの 岡野 <small>てるみ</small> 照美	岡田地区まちづくり推進協議会 元 協働の指針検討委員会委員
かとう 加藤 <small>みつみ</small> 充美	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学 教授 学生部長
きど 木戸 <small>けいこ</small> 啓子	倉敷市立短期大学 保育学科 准教授
さか 坂ノ上 <small>うえ ひろし</small> 博史	公募委員 一般社団法人倉敷未来機構 代表理事
ちあき 千秋 <small>みつこ</small> 満子	公募委員
ふくもと 福本 <small>まさひろ</small> 正弘	岡山県備中県民局 協働推進室長
ふくやま 福山 <small>てつろう</small> 哲郎	FMくらしき「プリティーウーマン」 スペシャルサポーター
まつもと 松本 <small>けいこ</small> 啓子	川崎医療福祉大学 保健看護学科 准教授

倉敷市市民企画提案事業審議会
会 長 加 藤 充 美 様

倉敷市市民企画提案事業について（諮問）

倉敷市市民企画提案事業実施要綱（平成18年11月21日施行）第7条第2項の規定に基づき、次の市民企画提案事業の採択に係る審査について諮問します。

平成26年2月15日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

- 1 平成26年度協働事業部門 行政提案・市民提案事業の採択審査
「男おひとりさま料理カンタン教室」開講事業 ほか5件
- 2 平成26年度自主事業部門 新規事業・2年目以降事業の採択審査
「障がい者の青年期を考えよう in いちご一会」 ほか17件

倉敷市市民企画提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主自立した市民公益活動が多様に展開され、もって市民参加や協働によるまちづくりを推進するため、市民公益活動をしようとする団体が提案する事業(以下「提案事業」という。)に補助金を交付するものとし、その申請、選定及び補助金交付等に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(提案事業の部門)

第2条 提案事業は、次に掲げる部門で構成し、各部門の補助の目的は別表に定めるところによる。

- (1) 自主事業部門(自主事業コース)
- (2) 協働事業部門
 - ア 市民提案コース
 - イ 行政提案コース

(申込団体)

第3条 申込みできる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に活動拠点を有する団体
- (2) 組織運営等に関する規則、会則等が定められている団体
- (3) 提案時において、次のいずれかに該当する5人以上で構成している団体。
 - ア 本市内に住所を有する者
 - イ 本市内に勤務する者
 - ウ 本市内の高校、短大、大学その他の各種学校等に在学している者
- (4) 別表に定める要件に適合する団体

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、申し込みできないものとする。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)又は政党等を推薦し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準

すべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）
第 5 条及び第 8 条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
（対象となる提案事業）

第 4 条 提案事業は、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 提案団体が実施主体となる事業
(2) 単年度で完結する事業
(3) 本市又は本市の外郭団体の補助を受けない事業
(4) 原則として本市内で実施される事業
(5) 協働事業部門は、本市が実施中又は実施予定としている事業と重複しない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は提案事業の対象としない。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む。）を主眼とする事業
(2) 個人給付等の補助的制度に関する事業
(3) 営利を目的とする事業
(4) 宗教上の教義、信者の教化育成等に係る事業
(5) 政治上の主義の推進、支持、反対等の主張又は表明に係る事業
（提案事業の公募）

第 5 条 市長は、提案事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、応募要領を定めて公表するものとする。

3 前項の応募要領には、審査の方法及び基準を記載するものとする。

（申込方法）

第 6 条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、
所定の申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

- (1) 事業計画書
(2) 予算書
(3) 提案団体概要書
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 提案団体は、同一の募集期間内において 1 事業のみ申し込みできるものとする。

3 協働事業部門への申し込みにおいては、提案団体は、協働の相手方となる市の担当課（以

下「市担当課」という。)と提案事業の内容について、事前に合意しておくものとする。

(提案事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込書類の提出を受けた提案事業について、第5条第3項の規定による方法等により審査するものとする。

2 前項の審査にあたっては、市長が倉敷市市民企画提案事業審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

3 市長は、審議会の答申を踏まえ、適当と認める提案事業(以下「採択事業」という。)を選考し、選考結果を当該提案団体に通知するものとする。

4 市長は、採択事業の概要及び選定理由を公表するものとする。

(経費の補助)

第8条 市長は、別表に定めるところにより、採択事業の実施に要する経費について、補助金を交付することができる。

2 同一団体に対する補助金の交付は、各コース合わせて5年までとする。

(対象経費)

第9条 補助金の交付の対象とする経費は市長が別に定める。

(採択事業の具体化と進行管理)

第10条 第7条第3項の規定により採択事業として通知を受けた提案団体(以下「実施団体」という。)及び市長は、それぞれの役割分担及び事業内容を明確にした協定書を締結するものとする。ただし、自主事業コースの実施団体についてはこの限りではない。

2 協働事業部門の実施団体及び市長は、協定書に則り、採択事業の実施及び進行管理を行うものとする。

3 市長は、進行状況並びに実施結果について、適時に公表するものとする。

(採択事業の変更)

第11条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは事業計画変更協議書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 採択事業に要する経費の配分を変更しようとするとき

(2) 採択事業の内容を変更しようとするとき

(3) その他申請に係る事項の変更をしようとするとき

2 市長は、実施団体から前項の申し入れがあったときは、直ちに実施団体と協議を行い、措置を決定し、通知するものとする。

(採択事業の中止等)

第12条 実施団体は、採択事業を中止し、又は廃止しようとするときは事業中止・廃止届を市長に提出するものとする。

2 市長は、実施団体から前項の届出があったときは、直ちに採択事業の中止・廃止に伴う補助金の返還を命ずるなど措置を決定し、通知するものとする。

(事業報告書)

第13条 実施団体は、採択事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書としてとりまとめ、市長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

(報告会等)

第14条 市長は、中間ヒアリング及び事業実施報告会(以下「報告会等」という。)を開催するものとする。

2 実施団体は、市長が報告会等を開催するときは、主体的に参加しなければならない。

(採択事業の評価等)

第15条 採択事業の事業評価にあたっては、市長が審議会に諮問するものとする。

2 市長は、審議会から事業評価の答申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(事務局)

第16条 事務局は、市民活動推進課に置く。

2 事務局は、次の事務を所掌する。

(1) 第一次審査となる書類審査に関すること。

(2) 円滑な事業実施への連絡や調整に関すること。

3 審査の公平・公正を期するため、市民活動推進課は、第6条第3項に規定する市担当課から除く。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第17条 実施団体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、協定書を締結した採択事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度又は平成21年度に新たに実施した採択事業のうち、引き続き平成22年度以降に採択を受けて実施する採択事業の補助率及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

別表（第2，3，8条関係）

部門	自主事業部門	協働事業部門	
コース	自主事業コース	市民提案コース (団体の企画提案)	行政提案コース (市がテーマを提示し団 体が企画提案)
補助の目的	自主活動を充実・発展さ せるための補助	団体と市が協働という手法で実施することで，より 効果的になり市民サービスの向上につながる事業を 実施するための補助	
補助率	対象経費の90%以内	対象経費の75%以内	対象経費の100%以内
補助の上限	30万円	50万円	
応募要件	申込日現在で1年以上の 活動実績がある団体	自主事業コースで1年以上 の実績がある団体，又は同 等の実績がある団体	申込日現在で1年以上の活 動実績がある団
補助年数	3年以内	3年以内	3年以内

交付額は千円単位（千円未満切捨て）とする。